

令和3年 教育委員会

第14回 定例会 議事日程

令和3年8月24日（火）

第1 議案

【指導課】

- (1) 議案第25号「令和4年度使用千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択」
- (2) 議案第26号「令和4年度使用特別支援学級教科用図書採択」
- (3) 議案第27号「令和4年度使用中等教育学校（後期課程）教科用図書採択」
- (4) 議案第28号「令和4年度使用千代田区立小学校教科用図書採択」

【子ども総務課】

- (1) 議案第29号「千代田区青少年委員設置規則等の一部を改正する規則」
- (2) 議案第30号「千代田区教育委員会嘱託員の設置等に関する規則を廃止する規則」

第2 報告

【文化振興課】

- (1) 千代田区立図書館指定管理者候補者の選定結果について

【子ども総務課】

- (1) 令和4年度部予算編成方針（兼令和4年度部組織目標）【秘密会】
- (2) 千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【子ども支援課】

- (1) 新型コロナウイルス感染症による入所児童減に対する私立保育所等保育事業者支援について

【指導課】

- (1) 緊急事態宣言の期間再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
- (2) いじめ、不登校、白鳥教室の状況（7月）
- (3) 学校ICTリプレースの概要について

第3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（9月5日号）

議案第25号

令和4年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校（前期課程）

教科用図書採択

種目	発行者	書名
国語	光村図書	国語
書写	光村図書	中学書写
社会 (地理的分野)	帝国書院	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
社会 (歴史的分野)	東京書籍	新しい社会 歴史
社会 (公民的分野)	東京書籍	新しい社会 公民
地図	帝国書院	中学校社会科地図
数学	大日本図書	数学の世界
理科	東京書籍	新しい科学
音楽 (一般)	教育芸術社	中学生の音楽
音楽 (器楽合奏)	教育芸術社	中学生の器楽
美術	開隆堂	美術
保健体育	東京書籍	新しい保健体育
技術・家庭 (技術分野)	教育図書	New 技術・家庭 技術分野 明日を創造する
技術・家庭 (家庭分野)	開隆堂	技術・家庭 家庭分野 生活の土台 自立と共生
英語	開隆堂	SUNSHINE ENGLISH COURSE
道徳	光村図書	中学道徳 きみがいちばんひかるとき

議案第26号

令和4年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧

令和4年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（小学校）

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国語	リーブル	あっちゃんあがつくたべものあいうえお
国語	リーブル	しりとりしましょう！ たべものあいうえお
国語	ポプラ社	どうぶついろいろかくれんぼ
国語	文部科学省	こくご☆
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための 「こくご」入門1
国語	リーブル	あっちゃんあがつくたべものあいうえお
国語	文部科学省著作 教科書	こくご☆☆☆
国語	同成社	ゆっくり学ぶこのための 「こくご」③
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための 「国語」④
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための 「国語」⑤
国語	日本教育研究出版	ひとりだちするための国語
書写	ブロンズ新社	らくがき絵本あ・い・う・え・お
書写	くもん出版	くもん式のひらがなカード
書写	PHP 研究所	高嶋式 子どもの字がうまくなる 練習ノート
書写	金園者	えんぴつ漢字れんしゅうちょう
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク② あわせ漢字あそび
書写	太郎次郎社	漢字が楽しくなる本ワーク④ 漢字の音あそび

書 写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本ワーク④ 漢字の音あそび
書 写	学研教育出版	小学全漢字おぼえるカード
算 数	絵本館	五味太郎の絵本⑨ いろ
算 数	絵本館	五味太郎の絵本⑩ かたち
算 数	福音館書店	おおきい ちいさい
算 数	こぐま社	おんなじ おんなじ
算 数	ポプラ社	絵本・いつでもいっしょ 2 どうぶつなんびき？
算 数	偕成社	文字と数の本 1・2・3 どうぶつえんへ
算 数	むぎ書房	わかるさんすう 1
算 数	太郎次郎社	らくらく 算数ぶっく 1
算 数	太郎次郎社	らくらく 算数ブック 2
算 数	太郎次郎社	らくらく さんすうブック 3
算 数	学研教育出版	さわって学べる算数図鑑
算 数	日本教育研究出版	ひとりだちするための算数
生 活	ひかりのくに	202シリーズ たべもの202
生 活	講談社	親子で楽しんで驚くほど身につく こども せいかつ百科
生 活	学研教育出版	あそびのおうさまずかん あそび
生 活	学研プラス	ふしぎ・びっくり こども図鑑 きせつ
生 活	ナツメ社	子どもの生きる力を育てる せいかつの絵じてん
生 活	ひかりのくに	マナーやルールがどんどんわかる！ 新装改訂版 みぢかなマーク
生 活	小学館	ドラえもんちずずかん 1 にっぽんちず
生 活	講談社	米村でんじろうの DVD でわかるおもしろ実験
生 活	ひかりのくに	こどものずかん Mio 1 2 きせつとしぜん
生 活	開隆堂出版	職業・家庭たのしい職業科 わたしの夢につながる

生活	小学館	ドラえもんちずずかん2 せかいちず
生活	草思社	みんなのためのルールブック あたりまえだけど、とても大切なこと
音楽	音楽乃友社	うたとピアノの絵本
音楽	成美堂出版	はじめてのピアノ絵本2
音楽	汐文社	和楽器にチャレンジ1 和太鼓をうってみよう
音楽	くもん出版	CD付き 楽器カード
音楽	ドレミ楽譜	保育名歌 こどものうた100選
音楽	偕成社	10人+1人の絵本作家オリジナル集 うたのパレット
図工	岩崎書店	あそびの絵本7 クレヨンあそび
図工	岩崎書店	あそびの絵 17 えのぐあそび
図工	さ・ら・え書房	たのしいこうさくきょうしつ1
図工	き・ら・え書房	たのしいこうさくきょうしつ1
図工	福音館	DO!図鑑シリーズ 工作図鑑
図工	国土社	たのしい図画工作9 うごくおもちゃ
保健	童心社	かこさとし からだの本2 たべもののたび
保健	ひかりのくに	こどものずかん Mio ひとのからだ
保健	偕成社	子どもの健康を考える絵本 からだがすきなたべものなあに？
保健	合同出版	〔改訂版〕イラスト版 からだのつかい方ととの え方 子どもとマスターする45の操体法
保健	偕成社	子どもの生活(6) じょうぶなからだになれるよ！
保健	三省堂	こども からだのしくみ絵じてん 小型版

道徳は通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

令和4年度使用特別支援学級用教科用図書選定結果一覧（中学校）

選定結果は以下のとおりである。児童の実態や学習グループに合わせて、以下の選定教科書または通常の学級で使用している検定教科書を使用する。

種目	発行者	教科書の記号・番号又は一般図書名
国語	東京書籍	文部科学省著作教科書 国語 ☆☆☆☆☆
国語	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編② (ひらがなの読み書き)
国語	日本教育研	ひとりだちするための国語
書写	学研	小学生の新レインボー漢字読み書き辞典第6版
書写	太郎次郎社	漢字がたのしくなる本シリーズ 漢字がたのしくなる本ワーク1 基本漢字あそび
書写	成美堂出版	書き込み式ボールペン字実用練習帳
社会	学研プラス	読んで見て楽しむ 日本地図帳 増補改訂版
社会	弘文堂	こども六法
社会	日本教育研	ひとりだちするための社会
数学	教育出版図書	文部科学省著作教科書 数学 ☆☆☆☆☆
数学	同成社	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」①(量概念の基礎、比較、なかま集め)
数学	日本教育研	ひとりだちするための算数・数学
理科	フレーベル館	フレーベル館の図鑑 ナチュラ NATURA ふしぎをためす図鑑 かがくあそび
理科	小学館	小学館の図鑑 NEO+ぷらす くらべる図鑑 新版
理科	東洋館出版社	くらしに役立つ理科
音楽	教育芸術社	5訂版歌はともだち
音楽	くもん出版	CD付き 楽器カード
音楽	東京書籍	文部科学省著作教科書 音楽 ☆☆☆☆☆
美術	東京書店	やさしくおれるたのしいおりがみ
美術	三省堂	こどもきせつのぎょうじ絵じてん第2版小型版
美術	福音館書店	D o ! 図鑑シリーズ 工作図鑑
保健体育	合同出版	[改訂新版] イラスト版 からだのつかい方・ととのえ方 子どもとマスターする45の操体法
保健体育	三省堂	こども からだのしくみ絵じてん 小型版
保健体育	東洋館出版社	くらしに役立つ保健体育
職業・家庭	小学館	小学館の子ども図鑑 プレ NEO 楽しく遊ぶ学ぶせいかつの図鑑

職業・家庭	開隆堂出版	共に生きる家庭科 自立を目指して
職業・家庭	日本教育研究出版	ひとりだちするための進路学習 あしたへのステップ
英語	くもん出版	CD付き英語カードあいさつと話しことば編
英語	創英社	New ABC of ENGLISH 会話編(新装改訂新版)
英語	成美堂出版	英語 24・CD付き楽しく歌える英語のうた
道徳	草思社	みんなのためのルールブック あたりまえだけど、とても大切なこと
道徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと(2) 友だち関係(自分と仲良く)
道徳	旺文社	学校では教えてくれない大切なこと(6) 友だち関係(気持の伝え方)

議案第 27号

令和4年度 千代田区立九段中等教育学校後期課程使用 教科用図書一覧

教科	科目（種目）	発行者略称	教科書名	使用学年	備考
国語	国語総合	大修館	国語総合 改訂版 現代文編	6	替
国語	国語総合	大修館	国語総合 改訂版 古典編	6	替
国語	現代文B	筑摩	現代文B 改訂版	5 6	
国語	古典B	筑摩	古典B 古文編 改訂版	5 6	
国語	古典B	筑摩	古典B 漢文編 改訂版	5 6	
国語	古典A	東書	古典A	6	
国語	国語表現	東書	国語表現	6	
国語	現代の国語	明治	精選 現代の国語	4	替
国語	言語文化	筑摩	言語文化	4	替
地理歴史	日本史B	山川	詳説日本史 改訂版	5 6	
地理歴史	世界史B	山川	詳説世界史 改訂版	5 6	
地理歴史	歴史総合	山川	現代の歴史総合 みる・読みとく・考える	4	替
地理歴史	地理総合	帝国	高等学校 新地理総合	4	替
地理歴史	地理総合	帝国	新詳高等地図	4	替
地理歴史	地理B	帝国	新詳地理B	6	
地理歴史	地理B	帝国	新詳高等地図	6	
公民	倫理	実教	高校倫理 新訂版	6	
公民	政治・経済	第一	高等学校 改訂版 政治・経済	6	
数学	数学Ⅰ	数研	数学Ⅰ	4	替
数学	数学Ⅱ	数研	数学Ⅱ	4	替
数学	数学Ⅱ	数研	改訂版 数学Ⅱ	5	
数学	数学Ⅲ	数研	改訂版 数学Ⅲ	5 6	

令和4年度 千代田区立九段中等教育学校後期課程使用 教科用図書一覧

教科	科目（種目）	発行者略称	教科書名	使用学年	備考
数学	数学A	数研	数学A	4	替
数学	数学B	数研	改訂版 数学B	5	
理科	物理基礎	数研	物理基礎	4	替
理科	物理基礎	数研	改訂版 物理基礎	6	
理科	物理	数研	改訂版 物理	5 6	
理科	化学基礎	東書	化学基礎	4	替
理科	化学基礎	数研	改訂版 化学基礎	6	
理科	化学	数研	改訂版 化学	5 6	
理科	生物基礎	第一	高等学校 生物基礎	4	替
理科	生物基礎	東書	改訂 新編 生物基礎	6	
理科	生物	数研	改訂版 生物	5 6	
理科	地学基礎	実教	地学基礎 新訂版	6	
保健体育	体育 保健	大修館	新高等 保健体育	4	替
保健体育	保健 体育	大修館	現代高等保健体育改訂版	5 6	
芸術	音楽 I	教芸	MOUSA 1	4	替
芸術	音楽 I	教芸	MOUSA 1	6	
芸術	美術 I	日文	高校生の美術 1	4	替
芸術	美術 I	日文	高校生の美術 1	6	
芸術	書道 I	教図	書 I 書 I プライマリーブック	4	替
外国語	英語コミュニケーション I	啓林館	ELEMENT English Communication I	4	替
外国語	コミュニケーション英語 I	啓林館	Revised ELEMENT English Communication I	6	
外国語	コミュニケーション英語 II	啓林館	Revised ELEMENT English Communication II	5	

令和4年度 千代田区立九段中等教育学校後期課程使用 教科用図書一覧

教科	科目（種目）	発行者略称	教科書名	使用学年	備考
外国語	コミュニケーション英語Ⅲ	啓林館	Revised ELEMENT English Communication III	6	
外国語	英語表現Ⅰ	文英堂	UNICORN English Expression 1	6	
外国語	英語表現Ⅱ	文英堂	UNICORN English Expression 2	5 6	
外国語	論理・表現Ⅰ	大修館	Genius Logic and Expression I	4	替
家庭科	家庭基礎	教図	新 家庭基礎 今を学び 未来を描き 暮らしをつくる	5 6	
情報	情報Ⅰ	日文	新編情報Ⅰ	4	替
情報	情報の科学	日文	新・情報の科学	6	

替 …令和3年度の4、5、6年生が使用しているものから採択替えを行った教科書

議案第28号

令和4年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択

種 目	発 行 者	書 名
国 語	光村図書	国語
書 写	光村図書	書写
社 会	東京書籍	新しい社会
地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	東京書籍	新しい算数
理 科	東京書籍	新しい理科
生 活	学校図書	みんなとまなぶ しょうがっこう せいかつ
音 楽	教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	開隆堂	図画工作
家 庭	東京書籍	新しい家庭
保 健	光文書院	小学保健
英 語	学校図書	JUNIOR TOTAL ENGLISH
道 徳	学校図書	かがやけみらい 小学校道徳

千代田区青少年委員設置規則等の一部を改正する規則について

1 改正経緯

- (1) 成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項として成年被後見人等を定めている地方公務員法等の各種法律の当該欠格条項を削除する趣旨の一括整備法「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）」が、令和元年12月14日に施行された。
- (2) 一括整備法の公布の際、内閣府通知により「地方公共団体の条例、規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、こうした政府の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をされたい」とする旨の依頼があった。
- (3) 以上の経緯を踏まえ、以下のとおり教育委員会規則を改正する。

2 被改正規則の名称

- ア 千代田区青少年委員設置規則
- イ 千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則

3 改正内容

- ア 千代田区青少年委員設置規則
成年被後見人等に該当する者であっても青少年委員への就任が可能となり、また任期中に成年被後見人等に至った場合であってもこれを理由として失職しない。
- イ 九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則
教育職員免許法の一部改正が一括整備法によってなされたことに伴い、当該規則の様式に定められている文言の規定整備を行う。

4 新旧対照表 別紙のとおり

5 施行期日 公布の日から施行する

議案第29号

千代田区青少年委員設置規則等の一部を改正する規則

(千代田区青少年委員設置規則の一部改正)

第1条 千代田区青少年委員設置規則(平成19年千代田区教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
<p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(解職)</p> <p>第7条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。</p> <p>(1) 自己の都合により解職を申し出たとき。</p> <p>(2) 職務の実績が良好と認められないとき。</p> <p>(3) 委員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>(4) 刑事事件に関して起訴されたとき。</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が委嘱を解くことが適当と認めたとき。</u></p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁こ</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(解職)</p> <p>第7条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。</p> <p>(1) 自己の都合により解職を申し出たとき。</p> <p>(2) 職務の実績が良好と認められないとき。</p> <p>(3) 委員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>(4) 刑事事件に関して起訴されたとき。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

(千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則の一部改正)

第2条 千代田区立九段中等教育学校特別教育職員任用手続に関する規則(平成18年千代田区教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
<p>第1号様式(第4条関係)</p> <p>「</p> <p>教育職員免許法第5条第1項</p> <p><u>3号</u> 禁錮以上の刑に処せられた者</p>	<p>第1号様式(第4条関係)</p> <p>「</p> <p>教育職員免許法第5条第1項</p> <p><u>3号</u> <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>4号</u> 禁錮以上の刑に処せられた者</p>

4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

5号 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

6号 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

第3号様式（第8条関係）

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しないこと及び特別免許状を授与された後は、教育職員として職務を誠実に遂行することを宣言し、教育職員免許法第5条第2項及び第3項の規定に基づき、別紙関係書類を添えて、上記特別免許状の検定による授与を申請します。

教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定

3号 禁錮以上の刑に処せられた者

4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

第3号様式（第8条関係）

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定に該当しないこと及び特別免許状を授与された後は、教育職員として職務を誠実に遂行することを宣言し、教育職員免許法第5条第2項及び第3項の規定に基づき、別紙関係書類を添えて、上記特別免許状の検定による授与を申請します。

教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までの規定

3号 成年被後見人又は被保佐人

4号 禁錮以上の刑に処せられた者

5号 第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

6号 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第30号

千代田区教育委員会嘱託員の設置等に関する規則を廃止する規則

千代田区教育委員会嘱託員の設置等に関する規則（昭和46年千代田区教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

千代田区立図書館指定管理者候補者の選定結果について

千代田区立図書館指定管理者候補者選定委員会

千代田区立図書館は、平成19年4月1日から指定管理者による管理運営がなされてきたところであるが、現行の指定管理期間が来年3月末をもって満了となるため、新たに指定管理者を指定することとなった。

指定管理者候補者の選定にあたり、区は「千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に則り、広く応募団体を公募するとともに、「千代田区立図書館指定管理者候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置した。

選定委員会では、応募のあった団体から、指定管理者候補者を選定するため、審議・審査を行い、千代田区立図書館指定管理者候補者を選定したので報告する。

1 選定経過

(1) 評価項目

以下の項目について総合的に評価し選定した。

- | | | |
|----------|-------------|----------|
| ① 経営能力 | ② 財政基盤 | ③ 施設運営方針 |
| ④ 図書館業務 | ⑤ 施設運営業務 | ⑥ 他との連携 |
| ⑦ 個人情報保護 | ⑧ 執行体制・人員配置 | ⑨ 収支計画 |

(2) 選定委員会等の開催

① 第1回選定委員会【令和3年4月19日】

募集要項、業務の要求水準及び選定方法・基準を決定した。

② 施設見学会【令和3年5月19日】

千代田区立図書館の施設見学会を実施した。（参加は応募者の任意）

③ 第2回選定委員会【令和3年7月12日】

第1次審査（書類審査）

《選定基準》

委員7名×100点＝700点満点とする。また、委員7名の評価点数を合計し、平均60点以上を獲得した団体を第1次審査通過団体として選定する。

《結果》

団体A 458点（平均65.4点）

団体B 576点（平均82.3点）

応募2団体とも平均60点以上を獲得したため、第1次審査通過とした。

④ 第3回選定委員会【令和3年8月5日】

第2次審査（プレゼンテーション審査）

《選定基準》

委員7名×100点＝700点満点とし、第1次審査の点数は持ち越さないものとする。

また、委員7名の評価点数を合計し、最も得点の高い団体かつ平均70点以上を獲得した団体を指定管理者候補者として選定する。

《結果》

団体A 388点（平均55.4点）

団体B 506点（平均72.3点）

団体Bが平均70点以上を獲得したため、指定管理者候補者として選定した。

2 指定管理者候補者

団体名称：千代田ルネッサンスグループ

代表団体 株式会社小学館集英社プロダクション
千代田区神田神保町二丁目30番地
代表取締役 都築 伸一郎

構成団体 大星ビル管理株式会社
文京区小石川四丁目22番2号
代表取締役 寺島 剛紀

構成団体 株式会社図書館流通センター
文京区大塚三丁目1番1号
代表取締役 細川 博史

構成団体 株式会社ヴィアックス
中野区弥生町二丁目8番15号
代表取締役 小川 巧次

構成団体 サントリーパブリシティサービス株式会社
江東区豊洲三丁目2番24号
代表取締役 間野 文祥

構成団体 株式会社シェアード・ビジョン
千代田区岩本町二丁目10番8号イマイビル3階
代表取締役 菅谷 彰

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 選定理由

当該団体は、公共図書館の運営について豊富な経験と実績を有しており、今後も安定した運営のもと、利用者ニーズに合わせた高いレベルのサービスの提供が期待できること、経営の安定性、業務の継続性においても一定の評価ができること、これらを総合的に勘案した結果、応募団体を指定管理者候補者として選定した。

5 千代田区立図書館指定管理者候補者選定委員会委員

役 職	所 属
委員長	図書館運営等に関し、専門的知識経験を有する者 (専修大学文学部教授)
副委員長	図書館運営等に関し、専門的知識経験を有する者 (共立女子大学文芸学部教授)
委 員	経営及び財務に関し、専門的知識経験を有する者 (林敬子公認会計士事務所)
委 員	区 民 (図書館評議会委員、文化財保護調査員)
委 員	教育委員会事務局子ども部長
委 員	地域振興部文化スポーツ担当部長
委 員	政策経営部行政管理担当部長

千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

政策経営部 総務課

1 改正理由

委員の月額報酬について、条例で定める支給期日以降、新たに委員となった場合におけるその月に支給する報酬の期日を明確にする必要がある。

2 改正内容

行政委員会委員及び非常勤の監査委員の月額報酬における支給期日については、25日（25日が休日にあたるときはその直前の区の休日でない日）に支給することを定めているが、その日以降、新たに委員となった場合におけるその月の報酬は、速やかに支給することと規定する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

新旧対照表

○千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p><u>(3) 前号の規定にかかわらず、同号に規定する支給期日後に新たに委員となつた場合におけるその月分の月額報酬は、新たに委員となつた日以降速やかに支給する。</u></p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 千代田区の行政委員会委員並びに非常勤の監査委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第2条 委員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 報酬は、次の方法によつて支給する。</p> <p>(1) 日額をもつて定められた報酬（以下「日額報酬」という。）は、その者が会議への出席その他職務に従事した当日分を支給する。</p> <p>(2) 月額をもつて定められた報酬（以下「月額報酬」という。）は、在職期間中、暦月を単位として支給する。ただし、次に掲げる場合における当該月の報酬は、日割計算により支給する。</p> <p>ア 月の中途において就職し、又は退職、失職若しくは死亡により職を離れた場合</p> <p>イ 疾病その他の事由により、月の初日から末日までの間において職責を果たすことができないと認められる期間がある場合</p> <p>(報酬の支給期日)</p> <p>第4条 報酬は、次に定める期日に支給する。ただし、委員が退職、失職、死亡したときは、その期日前においてもこれを支給することができる。</p> <p>(1) 日額報酬は、月の初日からその月の末日までの間における会議への出席その他職務に従事した日数により計算したその月分の総額を、翌月10日までに支給する。</p> <p>(2) 月額報酬は、毎月分をその月の25日（25日が千代田区の休日を守る条例（平成元年千代田区条例第1号）に規定する休日にあたるときはその直前の区の休日でない日）に支給する。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 委員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により、委員が会議への出席その他所定の職務を行うため千代田区内の用務地へ旅行したときは、当該委員の住所と用務地とを結ぶ交通機関を利用するものとした場合で、職務を遂行するうえで最も経済的かつ合理的な通常の経路に係る運賃に相当する額を旅費として</p>

支給する。

3 前項に定めるもののほか、委員が職務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び渡航手数料とし、その額は、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例（昭和22年千代田区条例第17号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。

4 旅費の支給方法については、職員の旅費に関する条例（昭和26年千代田区条例第20号）の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、千代田区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		報酬の額	
教育委員会	委員	月額	250,000円
選挙管理委員会	委員長	日額	30,000円
	委員	日額	25,000円
	補充員	日額	13,000円
監査委員	議員選出委員	月額	156,000円
	識見委員	月額	312,000円

備考 日額については、上記の金額の範囲内において、千代田区規則で定める。

新型コロナウイルス感染症による入所児童減に対する 私立保育所等保育事業者支援について

1 目的

私立認可保育所等において実施している0歳児クラスに対する定員人数補償加算(園児数が定員に満たない場合の補償)について、新型コロナウイルス感染拡大による影響を踏まえ、1歳～2歳児クラスまで対象を拡大し、十分な保育環境を維持できるよう必要な経費補助を実施することで保育事業の安定化を図ることを目的とする。

2 対象施設

私立認可保育所等(18園)

3 事業概要

私立認可保育所等の園児数(1～2歳児クラス)が定員に満たない場合、当該保育所等に対し、区がその補償を行う。

4 経費概算

約97,000千円

5 スケジュール

- | | |
|-------|----------------|
| 11月上旬 | 制度周知
補助申請受付 |
| 11月下旬 | 交付決定・給付 |

千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

緊急事態宣言の期間再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年7月9日付3千子指導収第795号「緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について」により、新型コロナウイルス感染症対策の徹底について依頼をしております。

このことについて、国による、東京都の緊急事態宣言の9月12日までの延長の決定及び、東京都教育委員会教育長からの別添写し令和3年8月17日付3教総総第1155号の通知を受け、千代田区立学校・園の対応について、下記のとおりご対応をお願いいたします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様にも周知いただくようお願いします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いいたします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いします。

記

1 学校・園運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

対面での指導を基本とするが、感染状況に応じて、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分を変更するなどの対応を行うことができるものとする。

2 基本的な感染症対策の実施について

- これまでも行っていた幼児・児童・生徒の健康観察を引き続き行うとともに、幼児・児童・生徒に、咳・発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、受診するように促すこと。
- 各学校・園において、校内の感染症対策を再確認すること。その際、児童・生徒の同線、施設活用の在り方など感染防止に向けた校・園内の整備を行うこと。

(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養する）
- 登校時の健康チェックを行う。（登校前に行った検温、健康観察について、登校後に確認する）
- 教室等における密集を回避する。（幼児・児童・生徒等同士の間隔について一定の距離を確保）

- 30分に1回以上換気を行う。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。
- 授業終了後は速やかに帰宅する。
- 新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。

(2) 家庭における感染症対策の依頼

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛する。
- 繁華街に外出しない。

(3) 教職員等の健康管理の徹底

①基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- 出勤時の健康チェックを行う。（検温結果等を記録する。）
- 委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

②昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。（黙食の徹底）
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

③勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛する。
- 繁華街に外出しない。
- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。（同居者等の家族にも協力を再度要請）
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。

3 教育活動に関すること

- 一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ること。

(1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。（黙食の徹底）
- 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

(2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、感染の状況に応じて、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施できるものとする。また、各学校においては「Teams」を活用した計画的なオンライン学習、発信による家庭学習の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

(3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

○各学校において、学習活動を実施する中で、感染症対策を十分に講じることができない場合は、その学習活動については実施を控える。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習
- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
- ・体育科、保健体育科等における水泳指導や幼稚園・こども園における水泳指導、水遊び

○園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動が長時間とならないよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。

○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。

○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

○感染症対策を一層徹底するとともに、熱中症事故の未然防止を徹底する。

(4) 放課後や休日、夏季休業日における感染症予防策及び生活指導の徹底

- 放課後は速やかに帰宅する。
- 日中も含めた不要不急の外出・移動は避ける。
- 繁華街に外出しない。

(5) 児童・生徒等への個別の配慮

- 特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。
- 令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

(6) 学校行事等について

○児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、緊急事態宣言期間中は延期又は中止とする。

○校外での活動は、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動等、実施方法等を工夫して行うことができる。

(7) 部活動について

○緊急事態宣言期間中は、基本的に活動を中止する。ただし、各学校長の責任の下、必要と判断する活動については、感染症対策を徹底の上、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数を設定し、保護者の同意書を得ることで活動することができる。また、大会等への出場や定期演奏会等の実施は可能とし、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底するとともに熱中症事故の未然防止を徹底する。

○部活動を実施する場合は、都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。また、熱中症事故の未然防止を徹底する。

○大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を发出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。

○大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

○合宿は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、緊急事態宣言期間中は、中止とする。

○部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。

- ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
- ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

○学務課学校運営係
TEL 03-5211-4357

○指導課指導主事
TEL 03-5211-4286

○指導課管理係
TEL 03-5211-4285

○子ども支援課
TEL 03-5211-4229

【別紙】

緊急事態宣言に係る前回通知（7月9日付）から緊急事態宣言延長に係る今回通知（8月19日付）への変更点

<基本的な感染症対策の実施について>

令和3年7月9日付3千子指導収第795号	令和3年8月23日付3千子指導収第1001号
記載なし	<p><追記></p> <ul style="list-style-type: none"> ●これまでも行っていた幼児・児童・生徒の健康観察を引き続き行うとともに、幼児・児童・生徒に、咳・発熱、息苦しさなどの体調不良の症状が見られる場合は、受診するように促すこと。 ●各学校・園において、校内の感染症対策を再確認すること。その際、児童・生徒の同線、施設活用の在り方など感染防止に向けた校・園内の整備を行うこと。

<教育活動に関すること>

令和3年7月9日付3千子指導収第795号	令和3年8月23日付3千子指導収第1001号
記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ●一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ること。
<p>（6）学校行事等について</p> <p>○校外での活動は、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動、昼食時間帯を避けた半日の実施等、実施方法等を工夫して行うことができる。</p>	<p>（6）学校行事等について</p> <p>○校外での活動は、各学校長の判断の下、児童・生徒等の心身の健康等を維持するため、例えば、学年や学級単位の実施、都内における徒歩圏での実施や貸切バスでの移動等、実施方法等を工夫して行うことができる。</p>

<部活動について>

令和3年7月9日付3千子指導収第795号	令和3年8月23日付3千子指導収第1001号
<p>○都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。また、熱中症事故の未然防止を徹底する。</p>	<p>○部活動を実施する場合は、都教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先する。また、熱中症事故の未然防止を徹底する。</p>

いじめ、不登校、白鳥教室の状況(令和3年7月末の報告)

教育委員会資料
令和3年8月24日
指導課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			白鳥教室利用者数	
		今月未解消	今年度解消(転出含)	今年度累計	今月不登校者	今年度学校復帰(転出含)	今年度累計	今月利用数	先月末利用数
小学校	1年	1		1	1		1		
	2年	2		2	2		2		
	3年				2(+1)		2	1	1
	4年				5(+3)		5	1	1
	5年	1		1	4		4		
	6年	1	1	2	10(+2)		10	1(+1)	
中・中等(前期)	1年				7		7	1(-2)	3
	2年				10(+4)	1	11	4	4
	3年	2		2	11(+1)		11	5	5
中等(後期)	4年				2		2	/	/
	5年				2(+1)		2		
	6年				2		2		
計	合計	7	1	8	58	1	59	13	14

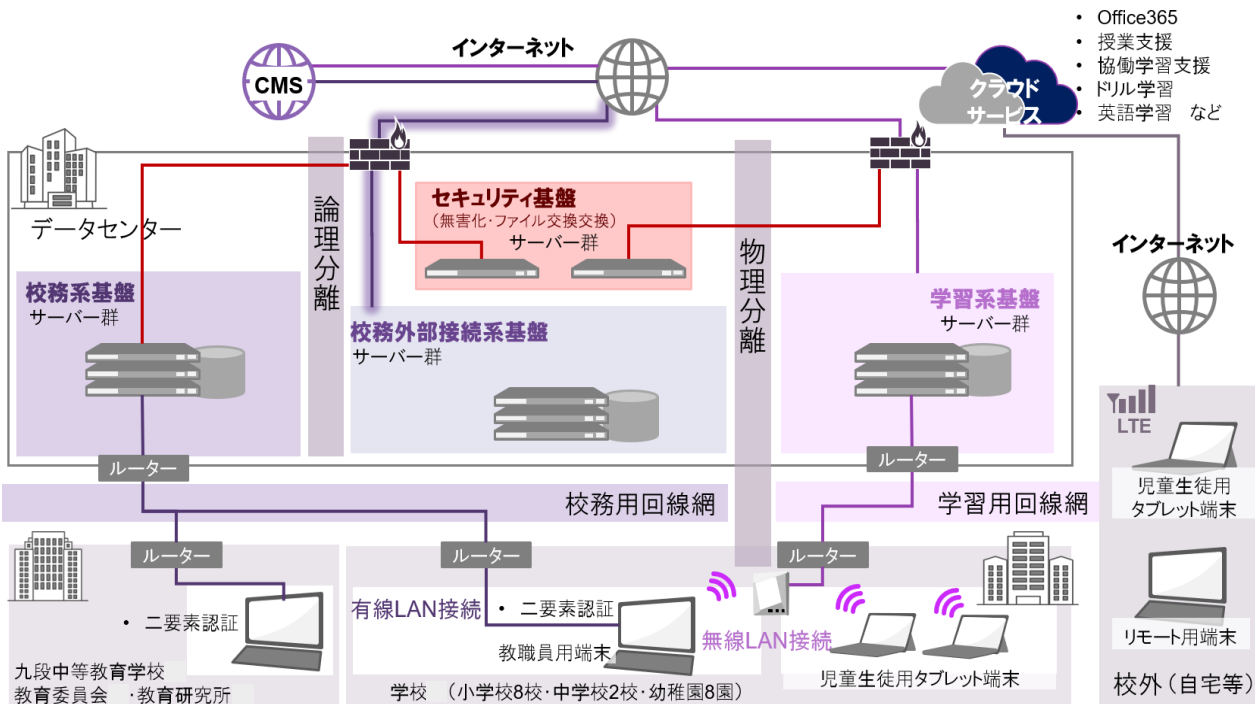
学校ICTリプレースの概要について

対象：区立の小・中学校（九段中等教育学校は除く）

1 システム環境

旧システムからの主な改善点

- 教員用・学習者用端末に顔認証を搭載（セキュリティ対策の強化）
- 教員用端末が、校務用・学習用を1台で利用可能（利便性の向上）
- ほぼ全てのアプリケーションが、シングルサインオンに対応（操作性の向上）



2 学習用アプリケーション

環境構築後の学校

- 主体的・対話的で深い学びの実現
- 個に応じたきめ細かい指導の充実
- 業務の効率化・省力化



教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和3年8月24日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
8	24	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
8	25	水				
8	26	木				
8	27	金				
8	28	土				
8	29	日				
8	30	月				
8	31	火				
9	1	水				
9	2	木				
9	3	金		指導課訪問(富士見小学校)◎	富士見小学校	教育委員出席
9	4	土		天体観望会②(オンライン動画配信)	九段中等教育学校	
9	5	日				
9	6	月		指導課訪問(和泉小学校)◎	和泉小学校	教育委員出席
9	7	火				
9	8	水				
9	9	木				
9	10	金				
9	11	土				
9	12	日				
9	13	月				
9	14	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
9	15	水				
9	16	木				
9	17	金		指導課訪問(九段小学校)◎	九段小学校	教育委員出席
9	18	土				
9	19	日				
9	20	月				
9	21	火				
9	22	水		指導課訪問(翹町中学校)◎	翹町中学校	教育委員出席
9	23	木				
9	24	金				
9	25	土				
9	26	日				
9	27	月		指導課訪問(神田一橋中学校)◎	神田一橋中学校	教育委員出席
9	28	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
9	29	水				
9	30	木				
10	1	金				
10	2	土				
10	3	日				
10	4	月		指導課訪問(翹町幼稚園)◎	翹町幼稚園	教育委員出席
10	5	火				
10	6	水				

「広報千代田」
9月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 16件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子ども支援課	私立幼稚園等幼児教育無償化にかかる利用費等の請求について	子育てのための施設等利用費、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業	申請受付=10月1日(金)～29日(金)		
2	子育て推進課	こども医療証の年度切り替え	こども医療証の年度切り替えの案内			
3	児童・家庭支援センター	子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	9月24日(金)10時30分～11時30分	あい・ぼーと麴町(三番町7)	NPO法人 あい・ぼーとステーション
4	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」～アンガーマネジメントを学ぼう～年長から小学生低学年を乗り切るスキル講座	小学校入学により子どもの生活は大きく変わる。スマホは？ゲームは？子どもの困りごとは？など、保護者同士で情報交換し子どもとの良いコミュニケーションを身につける	10月5日～19日の毎週火曜(全3回)10時～12時	西神田児童センター	
5	学務課	就学時健康診断	令和4年度に入学予定の区内在住、就学予定児に対して実施する健康診断	10月7日(木)～11月11日(木)	区立小学校8校	

6	指導課	令和4年4月より富士見小学校に特別支援学級(知的障害)を新設します	令和4年4月より富士見小学校に特別支援学級(知的障害)を新設			
7	文化振興課	文化団体活動支援事業 内幸町ホール文化祭 参加団体募集	区内の文化芸術活動活性化のため、活動成果を発表する場としてホールを無料で提供・参加団体の募集	令和4年3月7日(月)～13日(日)	内幸町ホール	内幸町ホール
8	文化振興課	昭和史の証言 建築家・半澤重信が語る 国立劇場・東京国立近代美術館工芸館の建築秘話	国立劇場・東京国立近代美術館工芸館の建築秘話についての講演会	10月10日(日)	九段生涯学習館	千代田区文化芸術協会
9	文化振興課	2020年代のフェミニズムに向けて メディア文化に見るジェンダーの問題	メディア文化におけるジェンダーの問題について学ぶ講座	10月10日(日)14時～15時30分	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
10	文化振興課	四番町図書館 おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	第1・第3金曜15時30分～、毎週土曜11時	2階児童室	四番町図書館
11	文化振興課	恐竜博士になろう！	恐竜作家・黒川みつひろさんによる絵本の読み聞かせ&トークイベント	9月18日(土)14時～15時30分	ブックカフェ2階ひふみ座	四番町図書館
12	生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	すぼすた会員でない方も参加できる文化学習講座の開催告知 料理のプログラム 米粉100%で作るふわふわレシピ「くるみのショコラクッキー」	10月22日(金)18時30分～20時30分	スポーツセンター	九段生涯学習館

13	生涯学習・スポーツ課	卓球教室V期	15歳以上の方(中学生除く)を対象とした卓球教室の告知	10月25日～11月29日の毎週月曜(11/15を除く全5回)入門・初心者クラス=10時～11時30分、中級者クラス=13時～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
14	生涯学習・スポーツ課	キッズダンス(幼児・小学生クラス)	幼児・小学生を対象としたダンス教室	10月26日～12月21日の毎週火曜(11/23を除く全8回)	スポーツセンター	スポーツセンター
15	生涯学習・スポーツ課	弓道大会	区内在住・在勤者を対象とした弓道大会	10月10日(日)	スポーツセンター	千代田区体育協会
16	生涯学習・スポーツ課	麴町小学校コミュニティスクールプール休館のお知らせ	麴町小学校改修工事に伴うプール開放の休館	9月21日(火)～10月31日(日)	麴町小学校	